

高崎経済大学知の拠点化推進室規程

平成23年度
規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則(平成23年度規程第3号)第22条の規定に基づき、高崎経済大学知の拠点化推進室(以下「推進室」という。)の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、全学的かつ戦略的な視点から専任教員の調査研究活動及び地域科学研究所の諸活動を支援し、地域における知の拠点としての機能を発揮するとともに国際的な学術交流を推進することを目的とする。

(室長及び副室長)

第3条 推進室に、推進室長(以下「室長」という。)及び副室長を置く。

2 室長は、研究担当副学長をもってあてる。

3 副室長は、研究グループ研究支援チームリーダーをもってあてる。

(所掌事項)

第4条 第2に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学が受託した調査研究業務の実施主体の選定に関すること。

(2) 地域科学研究所が実施又は受託した事業の支援に関すること。

(3) 産学官連携の推進に関すること。

(4) 高崎市立高崎経済大学附属高等学校との連携に関すること。

(5) 国内外の大学・研究機関等との間における学術交流等に関する企画、立案及び推進に関すること。

(6) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成に関すること。

(7) 推進室に関して理事長又は学長が諮問すること。

(運営)

第5条 推進室の運営は、次に定める構成員による知の拠点化推進室運営会議(以下「会議」という。)が行う。

(1) 室長

(2) 地域科学研究所長

- (3) 地域科学研究所副所長
- (4) 高大連携担当教員
- (5) 研究グループリーダー、研究グループ研究支援チームリーダー
(任期)

第6条 前条第4号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第7条 会議は、室長が招集する。

- 2 室長は、議長となり、会務を総理する。
- 3 室長に事故あるとき、又は室長が欠けたときは、副室長がその職務を代理する。
- 4 室長が必要と認めるときは、会議に構成員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、このとき当該出席者は、議決に加わることはできない。
(会議の成立)

第8条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したもののみなす。

- 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。
(事務の執行)

第9条 室長は、会議の決定に基づき、事務を執行する。

- 2 室長は、前項の事務について、副室長又は研究グループリーダーに専決させることができる。
- 3 前項に定める専決事務及び専決者は、室長が定める。
- 4 室長の決裁を受けるべき事項について、あらかじめその処理について指示をうけた事項及び緊急を要する事項について、副室長は代決することができる。ただし、代決した事項で重要なものについては、遅滞なく室長に報告しなければならない。
(室長の専決)

第10条 室長は、会議で協議すべき事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、当該事案について対処方法等を決定することができる。ただし、決定をした場合は、速やかに会議を招集して、当該事案の概要及び決定内容を会議に報告しなければならない。

(関係部局の協力)

第11条 室長は、推進室の運営及び事業の企画実施等について、各部局に協力を求めることができる。

2 各部局は、前項の協力依頼を受けたときは、協力しなければならない。

(庶務)

第12条 推進室の庶務は、研究グループ研究支援チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議の議を経て室長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、会議及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日第128号）

この改正は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第99号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。